

第126回南あわじ市議会定例会議事日程（第5号）

令和6年6月26日（水）午前10時開議

- 第1 議案第45号～議案第47号、議案第63号（4件一括上程）
- 議案第45号 令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第47号 南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第63号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車）
- 第2 議案第48号～議案第54号、議案第57号～議案第62号、議案第64号、議案第65号（15件一括上程）
- 議案第48号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第49号 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第50号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第51号 南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第52号 南あわじ市道の駅うずしお条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第53号 南あわじ市丸山漁業活性化センター条例を廃止する条例制定について
- 議案第54号 南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第57号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（老人福祉センター仁尾荘）
- 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（老人福祉センター稲田荘）
- 議案第60号 財産の譲与について（老人福祉センター仁尾荘）
- 議案第61号 財産の譲与について（老人福祉センター稲田荘）
- 議案第62号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第64号 財産の取得について（神戸大学大学院海事科学研究科海洋実習施設）
- 議案第65号 損害賠償額の決定及び和解について
- 第3 請願第1号 ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議についての請願
- 第4 発議第1号 憲法改正の早期実現を求める意見書について

第5 発委第1号 ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議について

第6 議員派遣の申し出

第7 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

(公 印 省 略)
令和6年6月20日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

総務文教常任委員会委員長 蛭 子 智 彦

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第45号	令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第46号	南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第47号	南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第63号	物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車）	原案可決

(公 印 省 略)
令和6年6月24日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

産業厚生常任委員会委員長 長 船 吉 博

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第48号	南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第49号	南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第50号	南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第51号	南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第52号	南あわじ市道の駅うずしお条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第53号	南あわじ市丸山漁業活性化センター条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第54号	南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第57号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決
議案第58号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（老人福祉センター仁尾荘）	原案可決

議案番号	件名	結果
議案第59号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（老人福祉センター稲田荘）	原案可決
議案第60号	財産の譲与について（老人福祉センター仁尾荘）	原案可決
議案第61号	財産の譲与について（老人福祉センター稲田荘）	原案可決
議案第62号	南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第64号	財産の取得について（神戸大学大学院海事科学研究科海洋実習施設）	原案可決
議案第65号	損害賠償額の決定及び和解について	原案可決

(公 印 省 略)
令和6年6月20日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

総務文教常任委員会委員長 蛭 子 智 彦

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第138条第1項の規定により報告します。

記

請 願 番 号	件 名	結 果
請 願 第 1 号	ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議についての請願	採 択

発議第1号

令和6年6月26日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

提出者 南あわじ市議会議員 谷 口 博 文

賛成者 南あわじ市議会議員 阿 部 守

憲法改正の早期実現を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

憲法改正の早期実現を求める意見書

日本国憲法が昭和22年に施行されてから77年を迎えたが、我が国は今日に至るまで一度も憲法改正をしていない。この間、時代が大きく揺れ動き、我が国を取り巻く情勢もまた急速に変化してきているため、時代の変化に即して憲法を改正することが急務となっている。

国会でも、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正のための手続きが整備されるに至った。よって、国におかれては、下記事項について早期に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 各政党は速やかに憲法改正案を示し、衆参両議院の憲法審査会において建設的な議論を行うこと。
- 2 日本国憲法第9条に「自衛隊を保持する」と明文化し、国民を守るという国家最大の使命を明記すること。
- 3 大規模災害や感染症まん延等の有事において、国会機能が維持できるよう国会議員の任期延長を規定するとともに、国会が機能できない事態の対処として内閣の緊急政令を規定すること。
- 4 地域の民意の適切な反映と投票価値の平等との調和を図るため、衆参両議院の議員の選挙について、人口を基本としつつ、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案するとした上で、特に参議院議員選挙については、合区を解消し、各県から少なくとも一人ずつ参議院議員を選べる選挙制度を維持すること。
- 5 教育の理念とともに「各個人の経済的理由にかかわらず教育を受

ける機会を確保」など国が教育環境整備に努める旨を規定するとともに、日本国憲法第89条中「公の支配に属しない」を「公の監督が及ばない」と文言を改正し、私学助成が違憲と解釈されることを払拭すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

兵庫県南あわじ市議会議長 印 部 久 信

意見書提出先

衆議院議長	額賀福志郎様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	尾辻秀久様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	岸田文雄様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
総務大臣	松本剛明様 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館
文部科学大臣	盛山正仁様 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
防衛大臣	木原稔様 〒100-8959 東京都新宿区市谷本村町 5-1

提出の理由

まず、「自衛隊の明記」について、連合国軍の占領下で制定された日本国憲法には武力攻撃から国民の生命、財産を守ることが規定されておらず、主権の存する領土、領海、領空、資源を保全するという規定もありません。「国を守る」ことは、本来、国家最大の使命であるにもかかわらず、国の基本法にその規程がありません。

次に、「緊急事態条項」について、自然災害等の緊急事態に国民の生命、財産を守ることは国家最大の使命ですが、占領下で制定された日本国憲法にはこの規定が欠如しています。1990年から2019年に新憲法を制定した104か国の全憲法に、緊急事態条項が規定されています。

次に、「合区解消の必要性」について、国家がその役割を的確に果たすには、代表民主政の下、国会議員を通じて、国民の意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映される必要がありますが、人口の減少と東京一極集中が進む一方、人口比例のみが厳格に求められ、都道府県から一人も代表者を選出できない参議院の合区や、市町村の境界を分断した衆議院の選挙区の問題が生じています。

最後に、「教育充実の必要性」について、国家を構成する国民一人一人がそれぞれの幸福を追求し、幸せな人生を送ることは何よりも重要なことで、これを下支えするのは教育です。しかし、現行の第26条は、戦後の極度の食糧難やインフレの時代に、最低限、中学校までの義務教育を確保するという考え方でつくられたものであり、理念に関する記述が見当たりません。また、現行の第89条は、一見、私学助成が禁止されているとも読めます。

我が国を取り巻く情勢は日本国憲法が施行されてから急速に変化してきており、時代の変化に即して憲法を改正することが急務となっています。

よって、国において早急に憲法改正を行っていただきたく意見書を関係機関に提出するものです。

発委第1号

(公印省略)

令和6年6月26日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

提出者

総務文教常任委員会委員長 蛭 子 智 彦

ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議

現在のガザ地区での紛争は、ハマスが2023年10月7日にイスラエル南部を攻撃し、約1,200人を殺害、251人を人質としてガザに連行したことで起こっている。ガザ保健局によると、死者は37,000人を超え、そのうちの14,000人以上が子どもたちである。連日繰り返されるイスラエル軍の攻撃により、民間人そして子どもたちの新たな犠牲者が増え続けている。

2024年6月10日、国連安全保障理事会はこうした事態を受け、イスラエルとイスラム組織ハマスに対し新たな停戦案の履行を求める決議を採択した。決議は15の理事国のうち日本を含む理事国14か国が賛成し、反対した理事国はおらず、拒否権をもつ常任理事国のロシアが棄権したことにより、14-0で採択された。

決議では、1. 全面的かつ完全な停戦、2. 女性・高齢者・負傷者を含む人質の解放、3. 殺害された人質の遺体の返還、4. パレスチナ人捕虜の交換、5. ガザの人口密集地域からのイスラエル軍の撤退、6. ガザ地区全体で人道支援を必要とするすべてのパレスチナ民間人への大規模な安全かつ効果的な人道支援、などを第一義的に行い引き続き敵対行為の永久停止、すべての合意が達成されるまで交渉を継続することを呼びかけている。

南あわじ市議会は、この国連安全保障理事会の決議を支持し、イスラエル・パレスチナ間の一日も早い停戦合意と紛争の平和的解決を求める。

以上、決議する。

令和6年6月26日

南あわじ市議会

提出の理由

現在のガザ地区での紛争は、連日繰り返されるイスラエル軍の攻撃により、民間人そして子どもたちの新たな犠牲者が増え続けています。

2024年6月10日、国連安全保障理事会はこうした事態を受け、イスラエルとイスラム組織ハマスに対し新たな停戦案の履行を求める決議を採択しました。

南あわじ市議会は、この国連安全保障理事会の決議を支持し、イスラエル・パレスチナ間の一日も早い停戦合意と紛争の平和的解決を求めるため決議を提出するものです。

議員派遣申出書

令和6年6月26日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

- 1 南あわじ市議会議員研修会
 - (1) 目的 研修会
 - (2) 派遣場所 委員会室
 - (3) 期間 令和6年7月1日
 - (4) 派遣議員 全議員

- 2 慶野松原海水浴場海開き神事
 - (1) 目的 安全祈願祭
 - (2) 派遣場所 慶野松原海水浴場
 - (3) 期間 令和6年7月1日
 - (4) 派遣議員 議長、産業厚生常任委員

- 3 阿万海岸海水浴場海びらき
 - (1) 目的 安全祈願祭
 - (2) 派遣場所 阿万海岸海水浴場
 - (3) 期間 令和6年7月7日
 - (4) 派遣議員 議長、産業厚生常任委員

- 4 東播・淡路市議会議長会定例会
 - (1) 目的 定例会
 - (2) 派遣場所 ウェディングパレス鹿島殿
 - (3) 期間 令和6年7月12日
 - (4) 派遣議員 正副議長

- 5 南あわじ市青少年健全育成市民会議
 - (1) 目的 会議
 - (2) 派遣場所 市地区公民館
 - (3) 期間 令和6年7月12日
 - (4) 派遣議員 全議員

- 6 南あわじ市ふれあい文化芸能祭
 - (1) 目的 芸能祭
 - (2) 派遣場所 市地区公民館
 - (3) 期間 令和6年7月13日、14日
 - (4) 派遣議員 全議員

7 兵庫県市議会議長会総会

- (1) 目的 総会
- (2) 派遣場所 ホテルグリーンプラザ東条湖
- (3) 期間 令和6年7月24日
- (4) 派遣議員 正副議長

8 淡路議会議員研修会

- (1) 目的 研修会
- (2) 派遣場所 福良地区公民館
- (3) 期間 令和6年7月26日
- (4) 派遣議員 全議員

(公 印 省 略)

令和 6 年 6 月 1 7 日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 博 文

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 6 年 6 月 2 0 日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

総務文教常任委員会

委員長 蛭 子 智 彦

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 6 年 6 月 2 4 日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

産業厚生常任委員会

委員長 長 船 吉 博

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 6 年 5 月 3 1 日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 吉 田 良 子

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄